

愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）（案）の意見に対する考え方又は対応案について

資料2

番号	関連章等	頁	意見内容	左記の意見に対する考え方又は対応案	意見元
1	第1章	P2	<p>・巻末の用語解説「地域循環圏」（P89）には、「地域の特性や…循環圏の地域づくりを進めていく」と、わりとはっきりと書いてあるが、第1章計画の策定の趣旨（P2）で書いてある地域循環圏づくりには、用語解説でいう概念が出てこない。</p> <p>・一般廃棄物の分野での新たな強化策と受け取れるので、何かそれだけだと勿体ない。</p>	<p>・第1章計画の策定の趣旨に、地域循環圏づくりの説明を拡充しました。</p> <p>以下を追記。</p> <p>『また、低炭素社会や自然共生社会との統合に対応しつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築していくという「地域循環圏づくり」を新たに推進する。』</p>	第4回 部会委員
2	第3章	P39	<p>前後の達成状況記述は比較対象年度の数量が記載されているので、「平成20年度に比べ」を「平成20年度の822gに比べ」と修正されたい。</p>	<p>ご意見のとおり、修正しました。</p>	市町村
3	第3章	P47	<p>・P47の課題に、パリ協定が調印された事項を入れた方が良い。</p>	<p>・パリ協定の概要について</p> <p>「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、『パリ協定』が採択され、我が国も平成28年11月に締結した。」を追記しました。</p>	第4回 部会委員
4	第4章	P51	<p>（2）一般廃棄物の減量化目標 再生利用率</p> <p>目標値は将来予測結果及び国の基本方針を踏まえて約23%と設定しているとあるが、国の平成32年度目標値は約27%であり、これでは、国の基本方針と整合が図れないのではないかとと思われる。</p> <p>また、県内市町村であっても目標値を国と同等程度としているところが多く見受けられる。なお、本市の廃棄物処理計画においては、リサイクル率の平成32年度の目標値は28%としている。</p>	<p>一般廃棄物の目標設定は、平成28年1月改正の国の基本方針で新たに設定された「1人1日当たりの家庭系ごみ500g」と同じ目標値とし、この目標値を目指すため、将来予測値を参考にしつつ、排出量、再生利用量、最終処分量の目標値を設定しました。</p>	市町村
5	第4章	P54 P56	<p>・図45、図46の減量化目標グラフのH33年度目標のグラフは、前計画と同様に、点線とした方が見やすく良い。</p>	<p>ご意見のとおり、グラフの目標について点線に修正しました。</p>	第4回 部会後 委員
6	第5章	P57	<p>・施策1（1）～（4）の表現を、「3R」の表記などを統一した方が良い。また、（4）「県等」の等についても整理した方が良い。</p> <p>（1）県民の3Rの促進</p> <p>（2）事業者による3Rの取組の促進</p> <p>（3）市町村の取組の促進</p> <p>（4）県等の率直的取組の推進</p>	<p>・施策1（1）～（4）を以下のとおり修正しました。</p> <p>（1）県民の3Rの促進</p> <p>（2）事業者の3Rの促進</p> <p>（3）市町村の3Rの促進</p> <p>（4）県の3Rの推進</p>	第4回 部会委員

番号	関連章等	頁	意見内容	左記の意見に対する考え方又は対応案	意見元
7	第5章	P58 P59	<p>近年食品ロス削減について、クローズアップされております。</p> <p>県計画(58、59頁)の中でも「取組の強化」として上げられているところかと思いますが、取り分け外食産業などは、チェーン店なども数多くあることや、単独の市だけでは取組が難しく他県(福井県、長野県、静岡県)でも一般廃棄物の処理は市町村事務とのこととしながらも、県が関与して事業を行っているところもございます。</p> <p>以前、レジ袋削減においては、愛知県の強固なリーダーシップにより進めていただいたこともあったかと思えます。</p> <p>本市では、県と同じく今年度一般廃棄物処理計画の直しをおこなっており、食品ロス削減にも取り組んでいく予定ですが、是非愛知県さんの協力があると心強いと感じています。</p> <p>今後食品ロス削減の具体的な施策など行っていただければ幸いです。</p>	<p>パンフレット「あいちエコ食スタイル 今日から始める 20tips」などで啓発しているところではありますが、今後、具体的な食品ロスの啓発方法などを検討していきます。</p>	市町村
8	第5章	P60	(事務局精査)	<p>第5章2(4)の「産業廃棄物税の主な税充当事業」で記載漏れの「動植物性残さ飼料化促進事業」を追加しました。</p>	その他
9	第5章	P60	(事務局精査)	<p>・市町村の取組に記載されている「上下水汚泥の有効利用」(P76)について、県も同様の取組を行っているため、以下の下線部を修正しました。</p> <p>施策1(4) 県等の率先取組の推進(P60)</p> <p>「県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進するとともに、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画 2015(中部地方版)」に基づき、建設副産物のリサイクルや適正処理を推進する。また、上下水汚泥について有効利用を図る。」</p>	その他
10	第5章	P63	<p>施策2 適正処理を監視指導の徹底(3)排出事業者の処理責任の徹底 食品廃棄物の不正転売事案を受け、～</p> <p>上記項目では、排出事業者への不正転売が起きないための対策が記載されているが、実際に起きた場合の対応について記載がない。今回起きたように、排出事業者との連絡が取れなく、急ぎで処理しないといけない場合について、処理責任や民間に委託する場合の処理費用についても、愛知県廃棄物処理計画において明確にすべきだと考える。</p>	<p>本事案と同様なケースが今後発生した場合、個別具体的な状況を鑑みて対応を検討する必要があり、一律に対応策を定めることが困難なため、本計画では一般的な対応のみを記載しました。</p> <p>(なお、基本的には法律、要綱、要領をもとに指導を行うこととなり、その内容は「(1)廃棄物の適正処理の指導」に記載しています。)</p>	市町村

番号	関連章等	頁	意見内容	左記の意見に対する考え方又は対応案	意見元
11	第5章 第5章 第6章	P58 P60 P77	(事務局精査)	食品ロス削減を促進するため、以下を追加しました。 ・施策1(1) 本計画に基づく食品ロス削減の取組として、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」が開催する県民大会等を通じて、広く県民に啓発する。(P58) ・施策1(3) 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の専門部会等を通じ、市町村等の食品ロス削減に関する取組を促進する。(P60) ・各主体の責務・役割(4) 県 特に食品ロス削減に向けては、関係機関と連携を進めるとともに、市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」においても取組を進める。(P77)	その他
12	第5章	P64	食品廃棄物の不適正処理の対応については、一般廃棄物の処理責任のある市町村にも関係するため、市町村と連携を図って取り組んでいただきたい。	第5章施策2(5) 記載(P64)「市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化」のとおり、市町村と連携を図って取り組んでいきます。	市町村
13	第5章	P65	・施策2 適正処理と監視指導の徹底(5)不適正処置の未然防止 (P65)の「食品廃棄物の不正転売事案を踏まえ」を「食品廃棄物の不正転売事案を受け」にして、の「また、同事案を受け」を「また、同事案を踏まえ」にした方が良い。	・ご意見のとおり修正しました。	第4回 部会委員
14	第5章	P68	(事務局精査)	・施策3 廃棄物処理施設整備の促進(3)し尿の適正処理の推進について適切な文章に修正しました。 【修正前】 「し尿処理については、「全県域汚水適正処理構想」(平成8年6月策定、平成28年7月見直し)と整合を図りながら、下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的に整備を行う。」 【修正後】 「下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設については、「全県域汚水適正処理構想」(平成8年6月策定、平成28年7月見直し)に基づき、計画的、効率的に整備を行う。」	その他
15	第5章	P71	(事務局精査)	施策5 地域循環圏づくりの推進について下線部を適切な表現に修正しました。 (1) 「新・あいちエコタウンプラン」及び「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の成果や理念を継承し、 <u>低炭素社会や自然共生社会との統合に対応しつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築していくという地域循環圏づくり構築を目指す</u> …	その他

番号	関連章等	頁	意見内容	左記の意見に対する考え方又は対応案	意見元
16	第5章	P71	(事務局精査)	本県の「 <u>あいち地域循環圏形成プラン</u> 」の策定作業に伴い、施策5「 <u>地域循環圏づくりの推進</u> 」について同プランと整合を図るように加筆、修正しました。	その他
17	第6章	P74	1 各主体の責務・役割(1)県民 主な具体的行動・特に食品については、 <u>賞味期限に関する正しく理解するとともに</u> ・・・ <u>下線部の意味がよくわからない</u> ので修正を。【他にも同じ意見あり】	ご意見のとおり、「 <u>賞味期限に関する情報を正しく理解するとともに</u> 」に修正しました。	市町村
18	第6章	P74	1 各主体の責務・役割(1)県民 主な具体的行動 ・食品の食べ切りや使い切り・・・ 愛知県さんも参加表明されている「3010運動」の文言を入れたらどうか。	1 各主体の責務・役割 (1)県民 主な具体的行動に、下線部を追加しました。 「 <u>外出時には、適量の注文、食べ残しの削減に努める。特に宴会などでの食べきりに努める。</u> 」 (本県では、「3010運動」ではありませんが、「もったいない食品ロス」として、宴会などにおける食べ残し削減などについて、県のHPや、パンフレット「あいちエコ食スタイル 今日から始める20tips」などで啓発しています。)	市町村
19	参考資料 用語解説	P80 ～ P92	(事務局精査)	・以下の用語解説を追加しました。 あいち地域循環圏形成プラン(P81) 産業廃棄物税(P85) 賞味期限、消費期限(P87) 食品ロス(P88) パリ協定(P91) レジ袋削減取組店制度(P93) ・以下の用語解説について、適切な表現に一部修正しました。 あいち環境学習プラザ(P80) AEL(あえる)ネット(P82) 地域循環圏(P89)	その他
20	参考資料 用語解説	P86	・「自然共生社会」用語解説に入れた方が良い。	・ご意見のとおり追加しました。	第4回 部会委員